

○射水市大島絵本館条例

平成17年11月1日

条例第95号

改正 平成18年3月22日条例第33号

平成26年3月20日条例第2号

平成27年3月17日条例第25号

平成28年9月16日条例第47号

平成30年12月21日条例第35号

(設置)

第1条 市民の絵本文化を中心とした芸術文化の振興を図ることを目的として、絵本館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 絵本館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大島絵本館	射水市鳥取50番地

(施設)

第3条 第1条の設置目的を達成するため、大島絵本館(以下「絵本館」という。)に次に掲げる施設を置く。

- (1) シアター
- (2) C.Gワークショップ
- (3) ワークショップ
- (4) ミーティングルーム
- (5) パフォーマンスホール
- (6) ライブラリー
- (7) ギャラリー1・2・3
- (8) カフェ

(休館日)

第4条 絵本館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎週月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日)

(2) 12月28日から翌年1月4日まで

(3) 資料整理日毎月1回

(4) 特別整理期間年15日以内

(開館及び使用時間)

第5条 絵本館の開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、臨時にこれを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 絵本館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、絵本館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、絵本館の使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 絵本館の設備、附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(使用料金)

第8条 第6条の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料金(入館料を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の規定による使用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(使用料金の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料金の還付)

第10条 既納の使用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなくなったとき。

(2) 使用者が別に定める期間内に当該使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において、市長が相当の事由があると認めたとき。

(目的外使用の禁止)

第11条 使用者は、許可を受けた目的以外に絵本館を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第12条 使用者は、絵本館の使用に当たって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入して使用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に要する費用は、使用者の負担とする。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可の条件を変更し、若しくは制限し、又は使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当するとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めたとき。

(使用者の義務)

第14条 使用者は、絵本館の使用に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則を守り、使用する施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)を善良な注意をもって管理しなければならない。

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、絵本館の使用が終了したとき、又は第13条の規定により使用を停止され、若しくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該施設等を原状に回復し、返還しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、これを代執行し、これに要した費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償)

第16条 使用者は、施設等を損傷し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めたものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、絵本館の入館を拒み、又は

退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認める者

(遵守事項)

第18条 使用者は、絵本館の使用に当たっては、規則で定める事項を守らなければならない。

(指定管理者による管理)

第19条 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に絵本館の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第20条 前条の規定により指定管理者に絵本館の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 絵本館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 絵本館の使用の許可に関する業務
- (3) 絵本館の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、絵本館の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条から第7条まで、第12条、第13条及び第17条の規定の適用については、第4条及び第5条の規定中「市長が特に必要があると認めたときは」とあるのは「指定管理者が特に必要があると認めたときは、市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第12条、第13条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第21条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に絵本館の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第22条 第19条の規定により指定管理者に絵本館の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第8条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

- 3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 既納の利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、第10条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条第2号中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、絵本館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大島町絵本館設置条例(平成6年大島町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月22日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の射水市大島絵本館条例第19条の規定により、絵本館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が絵本館の管理を行うこととされた期間前に第6条の規定によりした許可又は同条の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

附 則(平成26年3月20日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

- 2 次項から第11項までに定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1)から(6)まで 略

(7) 第18条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第8条第1項の規定

附 則(平成27年3月17日条例第25号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月16日条例第47号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、次の各号に掲げる規定によりなされた処分、手続その他の行為は、当該各号に定める条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(1) 第1条の規定による改正前の射水市大島絵本館条例の規定 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例

附 則(平成30年12月21日条例第35号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置の原則)

2 次項及び第4項に定めるものを除くほか、この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料の額については、次に掲げる規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) 第1条の規定による改正後の射水市大島絵本館条例第8条の規定

別表(第8条関係)

1 入館料(1人1回当たり)

個人	一般	600円
	高校生	300円
	小・中学生	100円
	未就学児	無料
団体(20人以上)	一般	480円
	高校生	240円
	小・中学生	80円
	未就学児	50円

備考 この表において「未就学児」とは、小学校に就学するまでの者をいう。

2 シアター及びパフォーマンスホール使用料金

施設名	使用日の区分	基本使用料金			超過料金 (1時間につき)
		午前	午後	昼間	
		午前9時30分 ～正午	午後1時～午 後5時	午前9時30分 ～午後5時	
シアター		円	円	円	円
	平日	9,570	19,140	28,070	4,790
	土曜日・日曜 日・休日	11,010	22,010	32,280	5,500
パフォーマンスホール		1,710	2,280	3,320	570

備考

- 1 使用者が入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合のシアターの使用料金の額は、基本使用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 入場料等の1人当たりの徴収額の最高額(以下「入場料等の最高額」という。)が1,000円を超え2,000円以下の場合にあつては、100分の120
 - (2) 入場料等の最高額が2,000円を超え3,000円以下の場合にあつては、100分の130
 - (3) 入場料等の最高額が3,000円を超え5,000円以下の場合にあつては、100分の150
 - (4) 入場料等の最高額が5,000円を超える場合にあつては、100分の180
- 2 使用者が商業宣伝、営業その他これらに類する目的(以下「商業宣伝等の目的」という。)をもってパフォーマンスホールを使用するときの使用料金の額は、基本使用料金に100分の180を乗じて得た額とする。
- 3 シアターを練習又は準備のために使用する場合の使用料金の額は、基本使用料金に100分の40を乗じて得た額とする。
- 4 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。

3 ミーティングルーム使用料金

施設名	基本使用料金						超過料金 (1時間につき)
	3時間ま で	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	
ミーティング ルーム	930円	1,240円	1,400円	1,560円	1,720円	1,810円	310円

備考

- 1 使用者が商業宣伝等の目的をもって使用するときの使用料金の額は、基本使用料金の100分の180を乗じて得た額とする。
 - 2 使用時間が超過した場合における1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 4 附属設備使用料金 市長が別に定める額